

IV 町の構造

一、町奉行とその政策

今石動奉行 [108]

城端町は寛永一四年「一六三七」以後今石動町奉行の支配下におかれた。「石動町・西野家文書」を底本にして「烟家文書」・「憲令要略（伏木図書館蔵）」によつて歴代町奉行を調べてみた。初代の篠嶋織部清了（人持組・三〇〇〇石）が就任したのは文禄二年「一五九三」で、第三七代の前田監物が嘉永五年「一八五二」に就任するまで約二七〇年間、三七代にわたつてゐる。

〔1〕
「城端等御印物旧記」に元禄一五年「一七〇二」第五代篠島主馬に対する町役人の報告書がある。今石動町奉行は寛永一七年「一六四〇」より氷見支配も兼ね、町奉行は篠島氏の世襲であつたが主馬没後廃止された。町奉行は原則金沢で執務する重職であり、今石動には与力・足軽が詰めていた。

町奉行交替の際は、与力が支配下の三町役人（石動・城端・氷見）に通告した。「諸事御触抜書」には新任奉行と同名の町人が改名させられたものが残る。

与力・足軽 [112]

与力は五〇六名。足軽は初期に三〇名ほどであった。後に縮小され寛文元年「一六六一」には一五名となつた。このことについて「石動・城端・氷見旧記」（金沢市立図書館蔵）に、足軽の人数・職務などについて元禄四年「一六九二」の報告書がある。

同じく享保一〇年「一七二五」の文書によれば、与力は時々支配下の町へ出張し、町役人からの報告を求めた。また、町人から与力へ贈物をする者があつたらしく、禁止している。

町奉行の任務 [114]

（1）
右唯今迄城ヶ端町と申候得共、今度御領国御
絵図御上被成御改被成候。向後右之通末々
ニ而唱可申旨被仰出之間 可被得其意候。
御算用場

（2）
右之通申来候条、被得其意、町中末々迄被申
渡候。

（3）
元禄十五年十二月二日
篠島主馬殿

享保八年八月十二日 柏木三郎兵衛
今石動城端役人中

（3）
石動・城端・氷見旧記

一、利長様御代私會祖父篠島織部二足軽三十
人被遊御預候旨承及候。委細之義ハ不存候。
一、利常様私祖父篠島豊前二足軽……

元禄四年三月 前田対馬殿

篠島豊前

町奉行は三町を直接支配していた。治安維持・年貢徵収・簡易裁判・風俗規制・産業振興など、一切の町人生活の指導取締りをした。このうち多くの権限は町役人に委任されたが、万治二年「一六五九」の「⁽⁴⁾加賀藩御定書」に抽象的な町奉行の任務に関する三項目の定書がある。

また、町奉行の任務について「石動西野家文書（今石動御用方帳）」には四つの勤務内容が書記されている。⁽¹⁾勤務地・役屋敷について、⁽²⁾奉行の出張勤務などについて、⁽³⁾与力・足輕の勤務について、⁽⁴⁾奉行所の任務について、である。

藩の町政【一】

加賀藩は農政については改作法など特徴のある政治を行つたが、町政の面での政策はなかつた。財政基盤は農村にあつて、農民の年貢に依存したため詳細な規定をつくつて取り締まつたが、藩政初期から金沢・高岡・富山などの城下町の外に、貨幣経済の普及による数多くの町が成立した。そこに住む町人の資本は領国経済を左右するほど力を蓄えたが、藩の基本方針は相変わらず農政本位であつた。

町人取締りの要目【一】

藩は寛文のころ「一六六五ごろ」から町政の面でも町人取締りの方針を寄合所で決定し、藩主の名で公布していった。三回の法令が残つてゐる。⁽¹⁾「⁽⁵⁾御定書」の万治二年「一六五九」六月の町人に対する生活全般に関する規律文書。⁽²⁾「⁽⁶⁾御印写（城端町役場蔵）」の寛文七年「一六六七」正月の宿場町としての城端への荷物運搬・運賃などの特別制定文書。⁽³⁾「御定書」の寛文八年七月の町人の風俗習慣を戒めた文書である。

また、治安維持に関するものとして「城端町古文書」に、密告を奨励した高札文がある。

町奉行の政策【一】

寛文八年「一六六八」一月八日、漸次公布された法令が二四か条に整理され、篠島豊前によつて公布

⁽⁴⁾ 加賀藩御定書
一、町奉行たる者ハ廉直をいたすへし、若以
晶負善惡を混せハ甚以可為越度事……。
一、与力同心之者共是又定之外微小之者たり
共、一切受用すへからず万事晶負を存せず、
順踏ニ沙汰いたすへき事
一、支配之侍共……。

（5）御定書

一、不依昼夜人馬手つかへ不申、往還無常様
常々堅可申付候。駄賃銀荷物貰目公義可為御
定事。
一、自然於町中喧嘩仕者有之候事、……。
一、町中火之用心並夜番亭主番無油断……。
万治二年

（6）御印写

定
一、人売買一円被停止訖。若猥之輩於在之
者、其輕重をわかつち、或死罪箇舍、或可為過
錢事。
一、手負たる者かくし置へからざる事。
一、壹駄荷四拾貫目たるへし。四拾貫目より
おもき荷物ハ秤にかけ……。

(以下「寛文八年法令」という。)された。藩主や侍に対する町人の態度、治安維持、旅行手続、家の売買など町人生活の全般が規制された。

この寛文八年法令は、その後町奉行の政策の基本となり、新たな法令が出された後も「城端町役場所蔵文書」や「城端古文書」のように、この法令を前提にして織り込まれた。

「城端町旧記」の寛文八年の法令では、町人は藩主や家臣たちに恭敬の態度をとるよう要求している。また、商人と侍の取引においても権力を笠にきた行為を戒め、一般的の商習慣を求めていた。

「城端古文書」には享保一〇年「一七二五」及び一一年の町奉行の布達書がある。これによると侍の買掛代金がこげつきになることが多かつたようで、特に武士との売買を規制している。翌一二年「一七二七」の同文書では、侍に対する貸付は町奉行の奥書承認以外は禁止され、さらに厳重な制約となつた。

治安の維持・訴訟 [126]

寛文八年法令には最も重要な治安維持の条項があり、享保一二年「一七二七」の法令には訴訟についての厳格な手続きを定めている。

また、元禄二年「一六八九」の「城端町古文書」覚書として、浪人にに対する取締りを人別改めの一環として取り扱つたものがある。

経済生活における秩序の維持 [127]

寛文八年法令に、売買・質入れ・貸借などに関する条項がある。家の売買時の手続きとして、両者ともに身元を改められ、両隣の者と組合頭立会いで境を決定するという慎重な方法をとつた。貸借については公定利息を超えることを禁じ、質屋についても利息や質物について規定している。

風俗取締り [128]

町人の家業が永続することを眼目に、享保一二年「一七二七」の法令で家業無油断精二入相勤とし、寛文八年法令では既に賭勝負、出会宿、婚姻時の悪習などについて禁止していた。

元禄時代の町の繁栄により町人の生活が華美になつたようで、享保ごろには引き締める必要があつた

(7) 城端町役場所蔵文書

諸事筆録故豊前被定置、山崎九郎右衛門加奥書被申渡候通、無相違相守加申事

(8) 城端古文書

諸事筆録豊前定置之通無相違相守可申事 富田次太夫

(9) 城端古文書

寛保二年四月 富田次太夫
城端古文書
諸事筆録豊前定置之通無相違相守可申事
諸事筆録故豊前被定置、山崎九郎右衛門加奥書被申渡候通、無相違相守加申事
來之者町方ニ而買懸仕代銀不済者有之候……
一、手前為同事相調候品代銀、益前十二月切可及沙汰候間、七月中翌年正月迄之内万一払残等有之剋……

享保十年

三ヶ所役人共

九郎右衛門

享保十年

三ヶ所役人共

(10) 城端町旧記

一、往来者其外於其町ニ狼藉者有之トキハ、即時ニ此方へ可申越候……

一、往来人其外行衛不知者一夜ノ外宿貸申間敷事。一、町中ニ手負殺害人自害人並ニ行衛不知死人於在之ハ、即時此方へ可相断事。寛文八年

一、家売申者有之ニ付而ハ、其町中ヨリ買人前令吟味、慥成請人ヲ可取置候。其上彼者一、質屋方質物ヲ取候ハハ、御定ノ利足ニテ請人ヲ取置ヘシ。……

一、町中金銀米錢以下質物御定ノ利足ヨリ高利ニ貸シ申間敷事。寛文八年

(11) 城端町旧記

一、町人家業無油断精二入相勤、応分限勝手入用参考致勘略、取続可申事

享保十二年

(12) 城端町旧記

一、町人家業無油断精二入相勤、応分限勝手入用参考致勘略、取続可申事

ようだ。享保二年〔一七二七〕の町奉行の覚書に、頼母子講や年忌法事の際のご馳走など華美な風習を戒めている。

文政三年〔一八二〇〕藩は財政難を切りぬけるために、万事節約の方針をたてて令達した。「城端町役場蔵文書」に出丸町組合頭が提出した方針を遵守するという誓約書がある。

(13) 城端町役場蔵文書
今般御省略等御書立御請上申帳
……時々逐詮義可申旨、並町方風俗何分古へ
立帰、万事質素ニいたし、家業相勵可申旨等
今度御書立を以……

出丸町組合頭

文政三年
町役人衆中

町人に対する教戒【13】

貨幣經濟の進出は物納年貢を中心とした封建社会に動搖を起した。そのため藩は經濟を動かしていける町人に対する警戒をし、時には道徳的教戒を加えた。

(14) 袖鑑（洲崎哲二氏藏）にある文化六年〔一八〇九〕の町奉行篠原頼母が町中へ申し渡したものに、忠孝を重んじ家業に励むを人倫の第一などとして九項目について指導している。しかしその性質上、抽象的なものであつて具体的な成果は困難だった。このため藩は庶民の孝行の徳を重視し、孝行者の表彰制度を採つた。「城端町有文書」に町奉行藤田彈正が孝行者の調査を町組合頭に命じたものが残る。

防火と消火【13】

町は家が密集していて火災の危険が多かつたため、防火・消火態勢の整備が特色であった。元禄五年〔一六九二〕に町奉行篠嶋豊前が定めた「城端町火之用心など申渡條數」が永く幕末まで用いられた。

(16) 「城端町有文書」「御印写」「城端町役場蔵文書」などでも、町奉行の代わりごとに改めてその遵守を命じている。

これらの申渡しにおいて、防火のための大夜廻り・小夜廻りがあることが知られ、大風の吹く時には防火態勢が特に嚴重に行われていたことがわかる。

(16) 城端町有文書
城端町火之用心等申渡條數
一、町中常々火之用心心可仕候。
一、火之用心昼夜火之番之者ヨリ夫々……
一、大風吹申時分者、家々之前ニはしこ……
元禄五年
城端役人

(17) 城端町役場蔵文書
火事防之儀ニ付書立ニ御奥書を以被為仰渡候
御請帳
一、町印拂打（以下略）

今石動御奉行所

右紙面之通、町中之者共へ常々……

城端肝煎

一、町役人とその任務

町役人・諸役人〔141〕

今石動奉行所支配下の三町には町役人がおかれ、各町の運営に当たっていた。町役人は町人から選ばれ、町年寄、町肝煎、算用聞の三役が町政全般を司り、町内毎に組合頭がおかれた。

〔18〕「畠家文書」に元禄二年「一六八九」と明和二年「一七六五」の諸役人名書上申帳があり、重要な産業・商売の業種ごとに代表者が任命されて統制されていた。

「城端町旧記」に、元禄六年「一六九三」三役の連判をもつて藩に町役人の義務（命令に忠実に施策は公平に）について請状を提出している。また寛文八年「一六六八」奉行からの申渡状からは、三役人は毎月二度の定例日に集会し、合議によつて決定していたことがわかる。同じく元禄二年「一六八九」の申渡しに対する請状から、藩は町役人の自主的選任にまかせていたが、その際にその者の不動産を添申させるなど、相当の財産のある者を選任させていた。

また、同じく元禄四年「一六九二」一二月の申渡覚書では、町役人が任務を怠る時は容赦ない責任追及を申し渡し、町役人らから御請判形をとつてている。

町 年 寄 [147]

町年寄役は「要用記」や「河内屋留帳」などに諸説があるが、寛文五年「一六六五」又は六年に初めて任命された。最初は五名だったが後には四名が通例となつた。待遇は当初無料銀であったが、元禄八年「一六九五」に軒役一軒を免除されている。また、藩に年頭御札をする習慣があり、天保五年「一八三四」からは功績のあつた退役町年寄を町年寄格として待遇していた。

「要用記（畠家文書）」によると、町年寄が公用で他出する時は下人には脇差をささせ、雨天時には赤合羽の着用が許された。また、年頭や五節句・吉事御札の際には今石動奉行所に出頭した。中式台からの往来が御式台御玄関から上ることが許されている。

(18) 畠家文書
城ヶ端町御用懸之者共其外所久敷町人何代居住仕品並役義ニ為仰付候年数書上申御帳
元禄二年

(19) 城端町旧記

御吟味ニ付申上候
一、私共城ヶ端役人ニ被為仰付置候処、諸事町中下々等ニ至迄諸縉之品々疎略ニ相勤、仲間中相相談之時分五ニ違乱を立、……
元禄六年

城端町年寄

(20) 城端町旧記

町方御用之筋申渡覚
一、夫々肝煎手前ニ而了簡仕奥書
一、町肝煎定之通了簡仕奥書（以下略）
右念を入れ御用之筋町中出入等致驗儀格、難心得義ハ罷越且又書付等可出……

元禄四年十二月
城端町年寄

篠嶋豊前

町年寄の家格〔一四八〕

町年寄は由緒ある家柄(ゆしあが)から選ばれるのが例であつた。「元禄六年品々帳」から寛文五年「一六六五」の最初に任命された五人の家を拾つてみると、四軒が見出せる。

いずれも天正年代「一五七〇年代」に城端へ出た草分け町人で、黒田屋と野尻屋は絹商。きぬ屋と河内屋は絹商・貸方であり、経済的にも栄えていた。家屋敷も堂々としたもので、きぬ屋二一六歩を筆頭に、黒田屋一八六歩、野尻屋一八七歩などと一般町人の数倍に及んでいる。なお、「元禄六年品々帳」に見られない大鋸屋次兵衛は元禄六年「一六九三」までに退転(たいてん)したものと思われる。

町年寄の任務〔一五三〕

町年寄は藩と町奉行に絶対の忠誠と町民への公平を要求され、町肝煎や算用聞等を指揮監督する責任を負わされた。(22)「要用記（烟家文書）」に享保一〇年「一七二五」制定の誓詞前書の書式があつて、町年寄りの責任を明白にしている。代々の町年寄は同文の誓詞を提出する例となつていた。

「寛文享保書付」の享保一九年「一七三四」三月のものに、町年寄の勤務について詳細にしている。

町年寄は毎月当番が定められ、当番宅へ毎月二回、肝煎・算用聞・組合頭を集めて全般について協議するほかは、全て肝煎以下の町役人に事務を任せていた。町年寄は藩に対する責任のみが重視され、行政面では町民との接触は少なかつた。

町 肝 煎〔一五六〕

町肝煎(きもいり)は町年寄よりもはるかに古く、城端創建から当然おかれていたと思われる。しかし、天正から慶長、元和頃についてはその名は分からない。

寛永一六年「一六三九」の「分米等改帳」に寛永一三年「一六三六」（城端を宿並取扱）に二名が任命され、以来常に二名の町肝煎が在任していた。その待遇は当初軒役一軒役免除、家屋敷地子米免除で、給銀(きゆうぎん)は不明だが寛文六年「一六六六」の帳面によると恩米という名義で若干の米が支給されたら

(21) 元禄六年品々帳
一、年式拾五 黒田屋小左衛門
一、年七拾九 野尻屋新右衛門
一、年四拾壹 きぬ屋宗兵衛
一、年四拾八 河内屋市郎右衛門

(22) 要用記
町年寄誓詞御前書之写

一、奉對御公儀並御奉行様ニ御後くらき義…
一、於町中浪人其外町方之者不行跡惡…
一、御用御隱密之義一切他言仕間敷候…
一、御側近キ面々様ハ勿論、御付与力…
(他一項目省略)
享保十年

(23) 寛文享保書付
町年寄勤方之品書上申帳

一、御巡見御上使様御通り之廻ハ…
一、町中之者宗門紛敷義無御座様ニ常々…
(中略)

右ハ私共勤方之様子可申上旨就被仰渡書上申
候以上。

享保十九年三月
今石動御奉行所

城端町年寄

しい。後には銀四〇〇目が支給されている。

町肝煎の諸役免許は承応二年「一六五三」一二月の「御印」⁽²⁴⁾に初見され、改作法後に町肝煎の責任が明確にされた際に、その勞に報いる意味で諸役免許したものであろう。

町肝煎は寛永一三年「一六三六」から、藩主が在国の時は、城端町惣代肝煎⁽²⁵⁾という名目で代表一人が年頭御札に出頭する例になった。御札金は一〇〇疋^(びき)を献上していたが、後には銀に換算して一六匁^(もんか)を献納する例であった。一例となる文書を掲載する。

町肝煎の家格【一五八】

町肝煎も町年寄と同様に由緒・経済力のある町人から選ばれた。「元禄六年品々帳」によると、寛永一七年「一六四〇」に任命された野谷屋、明暦元年「一六五五」任命の黒田屋、寛文元年「一六六一」任命の板倉屋の名が見られる。寛永一三年「一六三六」に任命された吉田屋と島田の兩人は既に姿を消している。

元禄六年「一六九三」当時の町肝煎である浜屋・紙屋・黒田屋の詳細を引用記載する。いずれも天正年代「一五七〇年代」に来住した草分け町人で、屋敷の歩数は一〇〇歩に満たないが町平均歩数の数倍であることは町年寄と同様であった。

町肝煎の任務【一六一】

町肝煎も任命の際に誓詞を提出したが、本文も案文も残っていない。任務については「寛文享保書付」の享保一九年「一七三四」三月に町肝煎勤方の品書上申帳に明記されている。これによると町年寄を補佐するとともに、年貢や役銀の収納、万雜の割符、宗門改・人別改などの戸籍事務、登記事務、藩への上申取次、訴訟の裁断など、當時町政全般の運用に携わっていた。

算用聞【一六五】

算用聞^(さんようきき)の初任は寛文八年「一六六八」で諸書が一致しており、この年の万雜帳に荻田屋の名が初見である。始めは一人であったが「要用記・河内屋留帳」によると享保一九年「一七三四」七月に横目（監察）の任務をもつ算用聞一人を増員したという。しかし「要用記」に記載の歴代名簿によると貞享五年

(24) 御印
城端町黒田屋・次兵衛・絹屋助・左衛門用所申付
候内諸役令免許者也
承応二年

(25) 城端町惣代肝煎
御手前支配之者共之内年頭献上者之儀別紙ニ
記指越候間……
御覺書之内

已年頭一、鳥目百疋
城端惣代 肝煎老人

右之通本多房守殿より由來写遣之候条、得
其意本年頭前々之通可献上之候。以上。
篠嶋主馬

十二月二十一日
城端年寄・肝煎

(26) 元禄六年品々帳
一、年四拾四 浜屋宗右衛門
一、年五拾四 紙屋五右衛門

(27) 寛文享保書付
町肝煎勤方の品書上申帳
一、御参勤御帰城之砌者、私共之内老人今石
動江罷越、町会所……
一、町中宗門紛敷義無御座様常々吟味……
一、町中万雜割之……
(等十五項目省略)
右私共勤方之趣書上申候。以上。

城端町肝煎

享保十九年
今石勤御奉行所

「一六八八」以降は二人いる時期が多いので、前記増員説は信用しにくい。

天和ごろには町横目と呼称され、嘉永六年「一八五三」一一月に算用聞は横目肝煎と改称された。

なお〔河内屋留帳〕から、享保二〇年「一七三五」一〇月に算用聞見座屋安兵衛が罷免された逸話を記録する。

算用聞の家格〔165〕

算用聞も三役人として由緒ある家柄から選ばれた。「要用記」では、初代荻田屋はその後退転し、二代目紙屋は町肝煎に転じた。

ここでは元禄六年「一六九三」当時の算用聞、見座屋（西下町）と浜屋（西上町）について「元禄六年品々帳」から引用する。両家とも天正年代「一五七〇年代」に来住した草分け町人であり、絹商売を営む一流の町人だつた。

算用聞の任務〔168〕

算用聞も任命時に誓詞を提出した。この誓詞の前書に任務の大要が述べてある。

〔30〕
「袖鑑」による享保一九年「一七三四」四月の起請文前書では、肝煎による年貢や万雑などの財政業務の監査が最大の任務で、これに関連して給銀や藩買上品の適正值段の監査がある。

また、横目（監察）としての役割として、公平な行政維持と違反者の報告がある。さらに、町人経済の状態や絹業の推移を詳細に藩に報告している。

算用聞の活動〔169〕

算用聞の実際の活動については、安政年間の横目肝煎松屋が藩に報告した文書控「御注進書物等留帳」が残っている。その概要を記すと、①治安関係では安政五年「一八五八」二月二六日、大地震の被害状況、同六年八月一六日コレラ流行状況など、②経済関係では安政五年七月二六日、福光村や福野村の暴動と井波町の騒動についてなど、③世情雑報としては安政三年「一八五六」一〇月一日、善徳寺境内での若連中のおどり興行の賑わいについてなどを報告している。

準町役人〔174〕

〔28〕
河内屋留帳
事件は、算用聞・見座屋安兵衛が東上町の後家香城寺屋ろくに対し、町貯用銀の貸付の世話をしながら同家へ入婿願をしたことを、職務上不都合の行為として処断されたもの。
享保二十年十月

〔29〕
元禄六年品々帳
一、年五拾五
見座屋八右衛門
一、年三拾九
はまや半七

〔30〕
袖鑑
一、私共義今石動氷見城端町算用聞役人、所切就被仰付候。今般誓詞御改替、跡々之こと
く相勤可申……
(以下七項目省略)
享保十九年四月二日

町役人の中で代々あるいは永年に役を勤めた者は、退役後も準町役人として特権が与えられることがあつた。天保五年「一八三四」には町年寄小坂屋に銀一〇枚が下され町役免許になつたのが最初で、町年寄格や肝煎格として名誉と諸役・諸番免許という実質的利益をもつて、永年の苦労に報いる待遇であつた。

組合頭とその家格【175】

組合頭の初任も古く、町創建まで遡るであろう。「元禄六年品々帳」には、東上・東下・西上・西下・大工・出丸・東新田・西新田・新町野下町のそれぞれに一人ずつの九名を書き上げているが、前掲「畠家文書」の元禄二年「一六八九」書上げには一二名、明和二年「一七六五」には三五名の組合頭名がある。これには一町に三名ないし五名を連署しているから、「元禄六年品々帳」はその筆頭者を記録したらしい。

組合頭の任務【176】

組合頭は、それぞれの町内に限つて町政に参画したので権限は三役ほど大きくなかったが、直接町民に接して苦楽を共にする意味で、最も下情に通じた町役人であつた。

月二回の定例集会日に参会し、藩政を理解して町民に徹底し、実行させる責任があり、最末端の役割を果たしていた。一方、町人の代表として上に通ずる第一番の窓口でもあつた。

この性格は「要用記」⁽³¹⁾の文化六年「一八〇九」町奉行・篠原頼母の申渡書に、町民の代表であることと、これを妨害するものは例え上の命令であつても申し出るように基本的精神を申し渡している。

娯楽の少ない江戸時代に、眞面目で質素な生活を妨げるものの一つは賭博であつた。

「寛文享保書付」によると、寛保三年「一七四三」町奉行は賭博禁止について厳重な申渡しをしてい る。早速町役人は申渡書面写しによつて組合頭に取締らせた。

この命令を受けた組合頭は、請状を提出するとともにこの趣旨を徹底するため、主だつた者を集めて懇切に解説し、さらにそれを組中に回覧した。この紙面之写を「寛文享保書付」から転載する。

この誓約書に各五人組ごとの署名捺印をさせ、組合頭が奥書を加えて町肝煎へ提出した。これが組合

(31) 要用記

組合頭へ
町中之儀者五人組を本として其所々人々手前
之儀能上へ可達ためニ、其方共を立置事ニ候
得ハ、第一人々家内之取治メ夫々之家業精不
精之訳能相察……

文化六年九月
町奉行・篠原頼母^印

(32) 寛文享保書付

堀組切町中人々江申渡候紙面之写
御当地之内博奕等仕其外不所在之者共有之
候義就彼為聞召、今般三役人並町中組合頭惣
代等今石動へ被為召出、段々被為仰渡之上水
見嘉左衛門様城端へ御越被遊、……

町役人

寛保三年
何町組中

頭の任務と活動の一端である。

三、元禄六年における町人の構造

【182】

「組中人々手前品々覚書帳」（元禄六年品々帳）によつて、元禄六年「一六九三」における町人構造⁽³³⁾に関する事項が「城端町史」よりみることができる。

（33）組中人々手前品々覚書帳
城端町史の一八二頁から二二〇頁に掲載。